

北見市男女共同参画審議会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	所属団体等	備考
1	奥山 るみ子	北見市立小中学校長会 教育関係者	
2	海田 有一	公益社団法人北見地方法人会 事業所関係者	副会長
3	越田 喜裕	きたみらい農業協同組合 農業関係者	
4	鶴巻 寿子	北見自治区推薦	
5	藤井 紀一	北見商工会議所 事業所関係者	
6	古田 亜由美	留辺蘂自治区推薦	
7	松井 映美子	公募委員	
8	松平 齊之	常呂自治区推薦	
9	山内 千秋	端野自治区推薦	
10	山本 憲志	日本赤十字北海道看護大学 学識経験者	
11	横地 ひろみ	公募委員	
12	渡辺 美知子	国立大学法人 北見工業大学 学識経験者	

○北見市男女共同参画を推進するための条例

(平成 18 年 7 月 4 日条例第 263 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 基本理念(第 3 条―第 9 条)
- 第 3 章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務(第 10 条―第 15 条)
- 第 4 章 男女共同参画を推進するための基本的施策(第 16 条―第 26 条)
- 第 5 章 北見市男女共同参画審議会(第 27 条―第 29 条)
- 第 6 章 雑則(第 30 条)
- 附則

私たち北見市民は、オホーツクの豊かな自然環境の中で、おおらかな心をもって、このまちで安心していきいきと暮らしたいと願っています。

私たちは、お互いの人格、個性、能力、価値観を理解し、認め合い、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において責任をもって生きることのできる男女共同参画社会を築くことが、いま、この時代と、これから生まれる人たちにとって、とても大切なことであると信じます。

また、人権を侵害するあらゆる形態の暴力を根絶することは、男女共同参画社会の実現に不可欠です。私たちは、すべての人が人として尊重される社会を理想として、行動していくことを決意します。

男女共同参画社会の実現は、未来に希望をもてるまちづくりのための道標です。私たち北見市民は、多様な性のあり方や人権が尊重され、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するための大きな第一歩として、ここにこの条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女の人権の尊重及び平等の理念に基づき、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び教育関係者の責務と基本施策を明らかにすることにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての人が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。

(2) 積極的改善措置 男女共同参画を推進するため、必要な範囲内において、男女間の格差を積極的に改善することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的言動により、他人の生活環境を害すること、及び性的言動に対する他人の対応によりその他人に不利益を与えることをいう。

第2章 基本理念

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的な取扱いを受けないこと、性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、男女の性別にかかわらず、性同一性障がいを持つ人その他多様な性を持つ人の人権についても配慮しなければならない。

(暴力の根絶)

第4条 男女共同参画の推進は、あらゆる形態の暴力を根絶することが男女共同参画社会を実現するために不可欠であることを旨として行われなければならない。

(社会制度又は慣行についての配慮)

第5条 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担にとらわれることのないように、社会における制度及び慣行をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

(共同参画の機会確保)

第6条 男女共同参画の推進は、男女が市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するために積極的改善措置をとることを旨として行われなければならない。

(家庭生活とその他の活動の両立)

第7条 男女共同参画の推進は、男女が家族の一員として、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と学校、職場、地域などの活動を両立させることができるようにすることを旨として行われなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利)

第8条 男女共同参画の推進は、妊娠、出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

(国際協調)

第9条 男女共同参画の推進は、国際社会と協調することを旨として行われなければならない。

第3章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務

(市の責務)

第10条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、前章の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画を推進するための施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、これを公表し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進の重要性を自覚し、市と協力して、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、男女共同参画を積極的に推進するとともに、働く男女が仕事と家庭生活等とを両立させることができるように職場環境を整備し、市が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第13条 学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場にかかわる者は、基本理念にのっとり、それぞれの教育の場において男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第14条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、異性に対し身体的又は精神的な暴力を行使してはならない。

(情報に関する留意)

第15条 すべての人は、公衆に情報を提供するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び前条各項に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画を推進するための基本的施策

(基本計画)

第16条 市長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策の大綱
- (2) 男女の人権の尊重に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ北見市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(施策の策定などに当たっての配慮)

第17条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第18条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、広報啓発活動その他適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の振興)

第19条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会などにおける男女共同参画の推進)

第21条 市は、その設置する審議会などの委員の委嘱などを行う場合は、男女の均衡に配慮するよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第22条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の活動を支援するため、情報の提供、人材の育成、拠点施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第23条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第24条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告書の作成及び公表)

第25条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(苦情及び相談)

第 26 条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者からの苦情及び相談を処理するための総合的な窓口を設けるものとする。

第 5 章 北見市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 27 条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、北見市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の権限)

第 28 条 審議会は、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関わる事項について、市長の諮問により又は必要に応じて調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 29 条 審議会は、12 人の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、5 人未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、産業、職業、年齢層の均衡に配慮し、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とし、1 年ごとにその半数を改嘱する。ただし、再委嘱を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、連続して 3 期(補欠委員の任期に係る期数を除く。)を超えて在職することができない。

6 市長は、特別の事由があると認めるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の後、最初に委嘱される委員のうち、半数の者の任期は、第 29 条第 3 項の規定にかかわらず、1 年とする。

○北見市男女共同参画審議会規則

(平成 18 年 7 月 10 日規則第 252 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北見市男女共同参画を推進するための条例(平成 18 年北見市条例第 263 号)第 29 条第 7 項の規定に基づき、北見市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は当該関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 4 条 審議会は、専門的事項に関して審議するため部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 14 日から施行する。

「第2次北見市男女共同参画基本計画（案）」に対する意見募集の実施結果について

① 意見募集期間 平成29年12月18日（月）～平成30年1月17日（水） 31日間

② 資料の閲覧場所 北見市ホームページ
北見市役所北2条仮庁舎、各総合支所、各支所・出張所 等11箇所

③ 意見の提出者数及び件数 応募者数 2人 意見の数 21件

【第2次北見市男女共同参画基本計画（案）に対するご意見と市の考え方】

No.	ページ数	項目	意見概要	市の考え方
1	P.1～ P.3	第1章 計画策定の背景 1 男女共同参画社会実現に向けた国内外の取り組み	第1次の計画にあわせた方がよい。国や道の動きに対して市がどのように取り組むのかということであり、説明文もそのように修正。 （1）国際社会の取り組み →（1）国際社会の動き （2）国・北海道の取り組み →（2）国や北海道の動き ＜国の取り組み＞ →＜国の動き＞ ＜北海道の取り組み＞ →＜北海道の動き＞	ご意見のとおり、表題を修正させていただきます。 説明文についても、「国際社会」、「国」、「北海道」の動きは受動的、「北見市」の取り組みは能動的な表現に統一します。
2	目次 P.16～ P.44	第3章 計画の内容	第3章のみ番号が振られていない。デザインが他の章と異なるので、統一した方が美しいのではないのでしょうか。	国及び北海道の計画や本市の第1次男女共同参画基本計画、多くの他市の計画においても同様に「計画の内容」の章には見出しの番号を振っていません。第3章はこのままの内容で問題がないと判断しましたので、修正はしません。
3	P.10	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の位置づけ （1）と（2）の末尾	（2）の末尾を（1）と同様に「～計画です。」とそろえた方がよい。	ご意見のとおり、「～計画です。」に末尾を統一します。

No.	ページ数	項目	意見概要	市の考え方
4	P. 10	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の位置づけ	国の計画には「第4次」とあるが、道の計画や北見市総合計画には「第何次」がない。	ご意見のとおり、道の計画と北見市総合計画に合わせ、国の計画の「第4次」を削除します。
5	P. 11	第2章 計画の基本的な考え方 6 計画において強調する視点【北見市に必要なこと】④	①から③は「～が必要」で文章が終わっているので④も同様の文章に統一するべき。	ご意見のとおり、④についても「～が必要」という語尾の文章に統一します。
6	P. 12	第2章 計画の基本的な考え方 7 北見市の目指す姿 「5つの基本目標」のII	8頁や14頁と同様に(きたみ女性活躍推進計画)を入れるべき	ご意見のとおり、II「仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援」の下に「(きたみ女性活躍推進計画)」を追加します。
7	P. 16	第3章 計画の内容 7～8行目 審議会の政策・方針決定の場、自治会やPTA活動の地域における活動の場、農山漁村における方針決定の場	自治会やPTA活動が他と異なり活動の場となっているが正しいのか	ご意見のとおり、「自治会やPTA活動の地域における活動の場」を「方針決定の場」に修正します。
8	P. 16	第3章 計画の内容 基本目標I 「あらゆる分野における男女共同参画の推進」 女性管理職登用率のグラフ	29年度数値が抜けている。	現時点では、平成29年度の道内市町村の平均数値は未公表です。策定決定までの間に29年度の数値が公表された場合は、グラフに追加します。
9	P. 21	第3章 計画の内容 基本目標II 「仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援」 グラフのデータ	平成22年の古いものを使用しているが、新しいものを載せるように。	平成27年の国勢調査の結果が昨年12月に公表されたので、ご意見のとおり、新しいグラフを掲載します。
10	P. 26	第3章 計画の内容 基本目標II 「仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援」 数値目標の3つ目の項目	「民間企業での」が13頁では「民間企業における」となっている	ご意見のとおり、「民間企業での」を「民間企業における」に修正します。

No.	ページ数	項目	意見概要	市の考え方
1 1	P. 29	第3章 計画の内容 基本目標Ⅲ 「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」 事業番号40番 「学校活動における性に関する指導」	「男女共同社会」ではなく「男女共同参画社会」	ご意見のとおり、「男女共同社会」を「男女共同参画社会」に修正します。
1 2	P. 30	第3章 計画の内容 基本目標Ⅲ 「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」 事業番号46番 「つどい in きたみ」	「つどい」が何なのかよく分からない。「つどい」の説明を。	「つどい」は平成22年まで実施していた生涯学習課の事業「女性のつどい」から取って、実行委員会で名称を決めたものです。事業名称ですので、用語説明は記載しませんが、事業内容中の「つどい」を「講演会等の」という文言に修正します。
1 3	P. 32	第3章 計画の内容 基本目標Ⅳ 「男女がともに安心して暮らせるまちづくり」 グラフ	他のグラフにはどの資料からなのか説明があるが、これには説明がない。	いずれも北見市が独自で把握している数値であるため、ご意見のとおり「資料：北見市」という文言を追加します。
1 4	-	全体に対する意見	数値目標のために無理やり女性を登用すると組織としておかしくなるし、女性にとっても苦痛になるのではないか。	政策・方針決定過程の場に女性を登用することは、女性にとっても必要なことです。無理やり登用することを推進するものではありません。
1 5	-	全体に対する意見	女性が多くなると災害時に対応できるのか不安である。例えば、夜間の危険な場所での対応や災害復旧など。	防災体制や災害時の避難所運営は、女性の視点に基づく対応も必要です。ただし、夜間や危険な場所での災害復旧などは、時所位に応じた配置を行うべきであると考えます。
1 6	-	全体に対する意見	男女問わず適材適所でやるべきである。	男女問わず、その個性と能力を十分に発揮して活躍していただくことが重要です。

No.	ページ数	項目	意見概要	市の考え方
17	-	全体に対する意見	少子化だから子どもを産めと言われるし、社会に出て働けと言われるし、今の女性は大変だと思う。	出産・育児後も就労意欲がある女性が増えていることから、男女ともに働きやすい職場環境づくりや女性の起業支援等に努めてまいります。
18	-	全体に対する意見	数値目標に定めること自体はよいが、無理に近づけるとおかしくなる。	数値目標は計画の進捗状況を把握するうえで効果的なものですが、無理に近づけるというものではありません。
19	-	全体に対する意見	適材適所だと思うが、同じ評価の場合には女性が登用されるということか。	あらゆる分野への男女共同参画を推進するため、同じ評価の場合に女性を登用する「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の手法も必要であると考えます。
20	-	全体に対する意見	立派な計画だと思いますので、しっかり着実に取り組んで行ってください。	市民・企業・団体との連携による推進体制を確立し、着実な計画の推進に取り組んでまいります。
21	-	全体に対する意見	審議会の皆様お疲れさまでした。	策定に対し貴重なご意見を頂いた男女共同参画審議会委員の皆様には心より感謝申し上げます。

意見書

平成29年2月22日
北見市男女共同参画審議会
会長 渡辺 美知子

男女共同参画プランきたみ（以下「基本計画」という。）は、北見市男女共同参画を推進するための条例（以下「条例」という。）に基づき市長が定めるものであり、また、同時に市長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画に基づき各種事業を実施しなければならない責務を擁している。

当審議会は、条例第28条の規定により、市が基本計画に基づき実施した男女共同参画に係る各事業の実施状況について審議した結果、以下のとおり意見を述べることとする。

- 1 子育てをしている親同士、親子同士が、子育ての悩みについても相談できる仲間を作れるような、「ふれあい」「集まり」「情報交換」の場について広く市民に紹介し、周知や情報提供を行うこと。
- 2 保育環境は以前より改善されたように思えるが、短時間ではなくフルタイムで働きたい母親が二重保育とならないように配慮すること。また、子育て家庭の多様なライフスタイルにあわせた、保育サービスの充実に努めること。
- 3 職場における男女共同参画を推進するため、男性の採用が少ない職域や部署においては、女性だけでなく、能力や適正に応じた男性の積極的な登用が必要となる場合があることに留意すること。

北見市男女共同参画審議会 委員名簿

氏 名	所属・選出団体	備考
奥山 るみ子	北見市立小中学校長会 教育関係者	
海田 有一	公益社団法人 北見地方法人会	副会長
鹿又 百合子	公募委員	
河田 大輔	きたみらい農業協同組合 農業関係者	
菅原 征子	端野自治区推薦	
鶴巻 寿子	北見自治区推薦	
藤井 紀一	北見商工会議所 事業所関係者	
古田 亜由美	留辺蘂自治区推薦	
松井 映美子	公募委員	
松平 斉之	常呂自治区推薦	
山本 憲志	日本赤十字北海道看護大学 学識経験者	
渡辺 美知子	国立大学法人 北見工業大学 学識経験者	会 長

(五十音順・敬称略)